

神道講釈師の旅と神仏論争の展開―矢野左倉太夫の活動に即して―

小林 准 士*

キーワード…神道講釈 矢野左倉太夫 浄土真宗 神祇不拝

はじめに

一八世紀の半ば頃から、中国地方西部の浄土真宗優勢地域では、真宗門徒たちが地縁的な組織である講中の会合（小寄り）に僧侶を招き、法談（説教）を聴聞することが一般化していった。そして、こうした小寄りの場などで真宗僧侶たちが、神札・祈禱札の不受、神棚の不設置、竈祓の執行拒否など、いわゆる神祇不拝の宗風を説き広めた結果、神事を従来通りに執行しようとする神職たちとの間で争論（訴訟）が繰り返し起こるようになった。^① こうして、民衆の信仰の獲得をめぐる真宗僧侶と神職との競合が生じたため、民衆教化や言論のやりとりの場面において、両者が対立する構図がこの地域で展開することになったのである。

本稿では、こうした状況が展開していく契機となった事例として、この地域における神道講釈師たちの活動を取り上げ、宗教者による論

争的な言説と地域における実際の争論との関係について分析し、日本近世における諸教・諸宗派間の関係とその秩序の解明という課題に迫りたい。^②

すでに、仏教特に浄土真宗批判を伴う神道講釈については、引野亨輔が安芸国における玉田永教らの活動を取り上げ、彼らが全国の地方小社を巡回していたこと、日常卑近な事柄に即して不特定多数の聴衆に分かりやすい語り口で講釈したこと、秘伝書の提供などを通じて神職などの間に支援者を獲得していたことなどを明らかにしている。^③ ここで本稿では、この引野の研究を踏まえ、検討対象とする地域をおもに山陰に移し、矢野左倉太夫という講釈師の活動を明らかにすることにした。^④ その際、彼の活動の形態や講釈の特徴だけでなく、地域における宗教者間の競合と対立という状況に、どのような影響を及ぼしたのかということをも特に問題としたい。

* 島根大学法文学部

一 矢野左倉太夫の履歴

(一) 伝記的事実の概要

まず、矢野左倉太夫に関する伝記的事実について、現在までに明らかにできたことを述べておく（稿末の年譜を参照）。

矢野左倉太夫は、和泉国金熊権現社神職矢野光濟の子で、天明四年（一七八四）三月二日に生まれた。現在、金熊権現社は信達神社と言い、大阪府泉南市信達金熊寺しんだらきんゆうじにある。左倉太夫は通称であるが、本名は守光といい、また通称として他に秦曹、大蔵、大蔵太夫などを名乗ったことが分かっている。神道家としての号は清之舎であった^⑤。

引野は前掲論文で矢野について玉田永教の弟子であるとしているが、次の史料から分かるように、彼自身はそのことを否定していた。

坂江忠右衛門殿6師匠者何与申候哉御尋二付、師ハ甲斐国三之宮先神主栄名井聡翁与申人ニ御座候、玉田主計与申も幼年之頃入込居候得共、急度師与申二而ハ無之由申候、然レハ弟子兄弟与申様成6品二候や与被申候二付、左様与達し申候

右は岸和田藩からの照会に対する回答であるが、玉田永教（主計）とは兄弟弟子のような関係であり、師は甲斐国三宮の神職で垂加神道家の栄名井聡翁であったことが分かる。師である栄名井の側の史料によれば、矢野の入門は寛政一三年（一八〇一）二月一四日であった^⑦。

ところで、矢野の妻は、石見国瀬摩郡大森町（現、島根県大田市大森町）の城上神社神職橋本伊予の長女美佐止子であることが分かっている^⑧。後述するように、文化年間に矢野は石見国を講釈のために巡回しており、おそらくその頃に知り合ったものと思われる。

彼が金熊権現社の神主をいつ継いだかは不明であるが、文政年間は就任したようで、文政六年（一八二三）からは同社の支配をめぐり別当観音院と争い、同社の支配権を獲得している^⑨。また、矢野家は、左倉太夫の代以前より、京都の吉田家から神職としての免許を受けていたようであり^⑩、彼自身も吉田家支配下に入り、天保一〇年（一八三九）には、和泉国の神祇道取締役に任じられている。

残念ながらいまだ左倉太夫の没年は判明しないが、彼自身による記録が幕末まで残っていることから、明治維新の後もしばらくは存生していたようである。

(二) 講釈の旅の足跡

神職としては吉田家の門人であった一方、垂加神道を栄名井聡翁に師事して学んだ矢野であるが、講釈師としての活動も初めは栄名井に伴ってのものであったようである。栄名井は文化二年（一八〇五）から四年にかけて九州に滞在しているが、矢野が講釈したことの分かる最も早い事例はこの頃のものである。その後、年譜から分かるように、文化四年の内海での活動を皮切りに特に文化八年から九年にかけては安芸国で活発に講釈を行っており、同様に文化五年以降、同九年ごろまでは、たびたび伊予国も訪問し講釈をしていた。この間、師の栄名井は近畿地方に移動したため、特に安芸国では玉田主計や峯伯耆らと行動をともにするようになった。

そして、文化一一年に阿波国に立ち寄った後は、文化一二年以降、石見、出雲、伯耆など山陰道諸国が主な活動地域となっていたことが分かる。石見国における活動は、管見の限りでは、文化一二、三年に

限られるので、おそらく城上神社の神職の娘と知り合ったのもこの頃のことであろう。また、翌一三年から一五年にかけては、おもに出雲国で講釈を行っていたことが分かる。安芸国の場合とは異なり、山陰地域では矢野単独で講釈を行っているようであるが、後述するように彼自身の弟子を伴うようにもなっていた。

文政年間になると記録が少なく、活動の詳細は不明であるが、文政八年と同一三年に播磨国高砂神社で講釈を行っていたことが判明する¹²⁾。先ほど述べたように、文政六年からは金熊権現社の支配をめぐる争論の当事者となっているので、この頃になると、和泉国に戻り近畿地方を中心に活動していたのであろう。

天保一〇年以降については、和泉国の神祇道取締役としての記録や、金熊権現社の記録である「永代記録」を左倉太夫自身が書き記すようになるため、これらにより幕末にいたるまでの詳細な活動の実態が判明する。居所のある和泉国を中心に、播磨の高砂神社や和歌山方面まで出かけていることが分かるが、若い頃と異なり、神社への奉仕が本務としてあったためであろう、活動範囲は主に近畿地方に限られていた。

但し、天保一五年（一八四四）二月には、伯耆国米子の勝田神社の佐々木出羽守に招かれて同地に赴いており、同年一月二六日まで滞在していた。この間、出雲国も訪れており、同年七月二四日には松江藩士の高橋君風から「和泉人矢野君に贈る詞」を贈られている。この詞を記した文は、現在、扁額に表装されて、矢野家の文書を伝える大森神社に遺されているが、これには矢野の文化年間の出雲来訪についても触れられており、その頃から交流のあったことが窺える。また、

弘化二年（一八四五）には伊予国宇和島に出かけており、この場合もかつて講釈をした場所を再び訪れていることが分かる。これらのことは、若い頃に講釈をしてまわった地域の人々と、その後も何らかのかわちで交流が続いていたことを示すものであろう。

二 神道講釈の実態

（一）栄名井聡翁の門人としての神道講釈

右の履歴の検討を踏まえ、次に矢野左倉太夫による神道講釈の実態について明らかにしていきたい。

すでに述べたように、矢野の神道講釈師としての活動は、初期には師である栄名井聡翁に随行してのものであった。筑後国生葉郡大石村の弓立神社（現、福岡県うきは市浮羽町高見）の神職安達家には、長さ三尺一寸五分・幅五寸三分・厚さ四分の杉板の表面に、「神道講談十四日より廿四日迄昼九ツ時より 甲斐国二宮前神主栄名井聡翁 門人矢野泰曹」、裏面に「文化二丑四月十八日安達近江藤原元之」と墨書された立て板が残っている¹³⁾。この板は、おそらく「神道講談」がこの神社で開催された際に立てかけられたものであるが、矢野泰曹とあるのが左倉太夫のことで、栄名井の門人という立場で講釈をしたことが分かる。同人への入門から四年経った二二歳の時なので、まだ見習い的な立場であったのであろう。

また、筆者が古書店より購入した『阿賀問答』という書物の写本の末尾には、文化四年（一八〇七）七月に筑後国香春神社（現、福岡県香春町）の祈禱に際して開催された神道講釈の講者の名前が、次のように列記されている。

講師 甲州二宮神主栄名井聡翁 年七十五

門人 泉州日根郡信達ノ庄惣社金熊社之神主 矢野泰曹守光

門人 筑後国生葉郡延寿寺村熊野宮之神主 永田宮門盛忠

門人 豊前国大里墨吉社ノ神主 峯轍

右四人ニ面昼夜輪談

このうち、永田宮門（宮内）は熊野神社（現、福岡県うきは市吉井町福益）、峯轍は住吉神社（現、福岡県北九州市門司区大里）の神職であったことが分かり、前者は文化二年四月一六日に、後者は文化四年（月は不詳）に栄名井聡翁に入門したばかりの人物であった。また、この史料では「神主」とあるが、この頃はまだ神主の子息であったことも分かる。¹⁵⁾

これらの事実から、栄名井聡翁は九州滞在中に神社を拠点として神道講釈を行いつつ、神社の神主の子弟を門人として迎え入れ、彼らにも講釈を習わせて講釈師として養成していったことが窺える。文化五年以降になると、すでに述べたように、矢野は安芸国や伊予国に活動の場を移していくが、峯轍（伯耆）と行動を共にしていたようであり、さらに栄名井に代わって玉田主計（永教）が仲間に加わったのであった。

玉田永教については、すでに引野亨輔がその出自に触れており、もとは阿波国蜂須賀家に仕える武士であったが浪々し、講釈師として成功後に神職になったことが分かっている。¹⁶⁾しかし、右に見た経緯からは、栄名井が地方の巡歴先で出会った神社の神職の子弟が講釈師のおもな供給源となっていること、そして講釈師として自立できるようになった後には、各人が特定の地域における講釈を担当することで、彼

らが互いに地域を分担しながら勢力を拡大していったことなどが分かる。

（二）出雲国における神道講釈

矢野左倉太夫の場合、こうして文化一二年以降、次第に活動の場を山陰地域に移すことになったのであった。安芸国における活動については、すでに引野が紹介しているところであるので、特に出雲国において矢野がどのような活動をしていたのかを次に見てみよう。

（文化十三年三月）

一十六日

よこ屋神道講釈、十五日より廿一日夜迄七日之間御逗留、廿

二日御帰

和泉神主左倉太輔

金熊大明神 守光

講礼十五匁 儀満屋申合

廿一日夜よこやへ相渡ス

廿二日被帰

（文化十四年六月）

一十八日 快晴大暑能照

（中略）

左倉大夫講釈 今日迄済

（中略）

一廿七日 晴天折々曇天 東風

(中略) 左倉大夫廿一日と廿七日、安来ニ而講釈あり候様ニ承申候

(同年)

一七月朔日 晴天東風

(中略) 今日出雲上直江ニて神道講釈(中略)

一七月二日 曇天東風涼夏

(中略) ○ 左倉上直江待居候所大根島へ参候由

(同年)

一九月十二日 晴天西風

破船後口へ取上ケ申候、神道者桜太輔加茂と完道迄参、舟ニて

松江参

(文化十五年)

一九月廿五日 日和昼と雨天(中略)

△桜大夫今一人松江中原へ参候よし 政兵衛と咄ス(中略)

一十月十二日 前夜と雨天引続ふり夜半とヤム(中略)

△桜大夫廿二日迄末次権現ニて講釈、廿三日と廿八日迄佐陀夫と

大東仁多之方へ帰

(文政五年)

一六月晦日 小東風

(中略) 御宮拜殿ニて桜大夫弟子神書講釈ハシマル^⑮

右の史料は、出雲国平田(現、島根県出雲市平田町)の木佐永久が記した文化一三年から文政五年にかけての日記を抄出したものである。

これにより、永久の住む平田だけでなく、安来、上直江、加茂、宍道(完道)といった在町や大根島、そして城下町である松江(末次権現)などを廻り、矢野(左倉太輔、左倉大夫、左倉、桜太輔、桜大夫)が講釈をしていたことが分かる。特に、文化一三年三月一五日から二一日にかけて七日間開催された時の記録は詳しく、神社の「よこや」(代宮屋と書き、神職宅あるいは附属の建物を指す)で講釈が行われたこと、講礼という名目で地元の神職を通じて報酬が支払われており、これを拠出するにあたり平田町の儀満屋で協議が行われていることから、木佐家を含めた有力町人層が出資者であったことが分かる。この事例からも、引野が安芸国の大頭神社での講釈を例に指摘しているように^⑮、地元の村役人層の協力も得て興行が実現していることが分かる。

また、木佐永久が出雲国内のかなり広い範囲にわたる矢野の行動を記していることから、彼の神道講釈の活動が地域において人口に膾炙したイベントであったということも窺えよう。なお、文政五年六月の記事には「桜大夫弟子」による講釈について触れられており、弟子の出自が分からないため推測にはなるが、栄名井聡翁と同様に、矢野が巡歴先で講釈師を養成していた可能性を指摘できる。例えば、矢野は、文化一三年の一月九日から一日にかけて、出雲国能義郡の能義神社(現、島根県安来市)で講釈を行っているが、その翌年の七月四日に同社の広江常磐が彼に入門していることは、^⑯こうした推測を補強するものである。

ところで、平田における講釈では、七日間で銀一五匁が講礼として

支払われていた訳であるが、このように講釈にあたって報酬を受け取ることは通例であった。この点については、矢野自身による記録が残る和泉国での事例を見てみよう。

(天保十二年十一月)

十九日、尾崎若宮へ参、七日講談、式百疋甚薄礼也

(天保十三年)

一、三月十九日 (中略) 今日より沼村へ行、天満宮二而七日講談、

宿八庄屋久左衛門方也、謝礼ハ三百疋也、廿八日致帰宅候事

(同年)

一、九月廿八日夜々尾崎於弁天社講談、天満宮致群参候、宿ハ石

屋庄兵衛宅、南一片世話人中々五拾目、十月八日満講²⁰

右は天保一二年から一三年にかけて、和泉国の尾崎(現、阪南市)

や沼(現、岸和田市)などで行った講釈の記録であるが、七日から十日の興行に対して、金二〇〇疋から三〇〇疋、あるいは銀五〇匁が支払われていることが分かる。二〇〇疋では薄礼であると記されているので、金二〇〇疋がおよそ銀三〇匁にあたるすると、銀四〇匁から五〇匁がこの頃の相場であったのであろう。また、天保一三年九月の事例では、世話人中の存在について記されており、出雲国平田の場合と同様に、やはり講師を招くには地元の資金提供者が必要であったことも分かる。

(三) 領主との関係

神道講釈師を招くにあたっては、原則として領主の許可を得ていたと考えられるが、矢野の場合、神道講釈の活動を通じた領主との関係は、こうした制度的な側面にとどまらなかった。領主の庇護を受けて活動したり、武士層に対する講釈も行ったりしていたからである。次に掲げる史料は、伊予国宇和島藩の伊達家から表彰されたことを示すものである。

一、伊予国宇和島伊達遠江守様々頂戴物二付、五月廿七日社家頭
取被召出蒙仰候次第

松浦上総

二宮美濃

松浦出雲

大御目附々御口達

一、左倉太夫儀先年已来爰許へ罷越、当春より又々罷出致逗留、所々二而神道講釈数日有之候二付、末々国恩忘却之族も有之候処、程能致教諭候而風儀人柄も相直り候趣追々達 御聞、今般左倉太夫為御賞、此品被成下候間、同人江口達之趣不洩様可被申達候²¹

すでに述べたように、矢野は文化五年から九年にかけて、伊予国で活動していたが、右の史料は、文化九年の宇和島藩領の各所における神道講釈に対し、同藩が「国恩忘却之族」の「風儀人柄」が彼の教諭により改まったという認識に立ち、矢野の国元の岸和田藩を通じ褒美の品を贈った時の記録である。

また、次の事例は津和野藩に招かれて、藩主に対して講釈した際の

記録である。

同六月石見国を左倉太夫津和野侯御前講被仰付候旨申送り候二付、
書付ヲ以寺社方御目付中へ差出し候書付

乍恐御断奉申上候

一、石州津和野御城主亀井隠岐守様神道講談御所望被成、悴左倉

太夫江四月廿三日も同廿七日迄、高崎^{〔五〕} 屋鋪御^{〔五〕} 被仰付、

首尾好相勤申候、殿二も御満足被思召候段、御当職直ニ御口

達ニ而目錄等被下置候、此段乍恐御断奉申上候、已上

文化十三酉子六月廿五日

矢野逸学

当社方御目附中^{〔五〕}

これにより、文化一三年四月二三日から二七日まで、矢野が津和野藩主亀井矩賢（隠岐守）に対し御前講釈を行ったこと、そのことについて岸和田藩からも表彰を受けたことが判明する。天明六年に藩校として養老館を開設した矩賢が、垂加神道に基づいた教えを説いていた矢野をわざわざ招き講釈を聴いている点は、同藩における学問の動向の問題として注目されよう。

以上の二つの事例から指摘できるのは、矢野の神道講釈の内容が領民の教諭に役立つと領主側に認識されるなど、彼の諸国を巡回しての講釈が領主とも良好な関係を築きながら展開されていることである。こうした条件は、後述する仏教僧侶との紛争に際しても、有利に働いた可能性があると言えよう。

(四) 講釈の形式と内容

矢野による講釈とその語り口については、すでに引野により安芸国

高田郡吉田村祇園社における場合に即して分析が加えられている^{〔三〕}。この事例は不特定多数の地域の民衆に対する講釈であるが、本稿では武士層に対する講釈も含めて、特に用いられたテキストにも注目しながら、事例を紹介していきたい。

(史料一)

十三日、岸和田沼村天満宮ニ而十日之間夜講、前講ハ泉州五社
蟻通其外大社之分、後講者天満宮、昼者御城内学室ニ而御家中
式拾人斗保建大記上卷相濟、廿二日迄、謝礼——ハ式百疋、
沼村五百疋、廿三日休足、廿四日帰宅^{〔四〕}（後略）

(史料二)

一、五月六日早々ハ出岸、四ツ半岡伊へ着、夫ハ 御城へ御札献
上相濟、向御屋敷へ罷出、何時比ハ罷出可然候と窺候処、八
ツ比ハ御出被下候様、尤宿へ遣可遣旨斎藤氏被申、宿ハ引取
候刻限呼ニ参候時罷出候、天満宮御一代記承思召之処承、則
六席ニ相濟申候、初日御本丸奥様・若様・御姫さま・丹解さ
ま後室、六日ハ十一日迄^{〔五〕} 御菓子御酒被成下、金三百疋頂
戴仕候、七日雨、八日御年寄寺社奉行衆手代三軒へ参^{〔五〕}（後略）

右の史料一は弘化五年（一八四八）三月の沼村天満宮と岸和田城内における講釈、史料二は文久四年（一八六四）五月六日の岸和田城内における講釈に関する、矢野自身による記事である。史料一の場合、夜は神社で前講と後講に分けて講釈したようであるが、昼は「御城内学室」において二〇人ほどの藩士相手に『保健大記』を講じている。この書は、水戸藩の『大日本史』編纂に従事した儒学者である栗山潜峰

が元禄二年（一六八九）に著した、保元元年の後鳥羽院、崇徳院の争い（保元の乱）から、建久三年の源頼朝による覇権（幕府樹立）までを記した歴史書である。硬い内容の書物であるが、「学室」という場所柄と聴講者が藩士であったために、このようなテキストを選定したのであろう。一方、同じ岸和田城内での講釈であっても、史料二に見られるように「御本丸奥様・若様・御姫さま・丹解さま後室」という女性たちに対する場合は、菅原道真の伝記である『天満宮御一代記』という、内容的には馴染みやすいテキストを取り上げることが求められていた。

このように、矢野の講釈は、一定期間、特定の場所に出向き、選定したテキストを読み進めることを基本的な形態にしていたが、場所柄や聴衆の性格に応じて、テキストを変えるなど、その内容は臨機応変なものであったことが分かる。

尤も、多くの講釈は神社に集まってくる一般民衆を相手になされており、その場合は、『日本書紀』特にその「神代巻」をテキストにすることが多かった。垂加神道に特徴的な語義解釈に基づいた語り口についてはすでに引野が分析を加えているので、ここでは後述する浄土真宗の宗風批判に関わる内容について紹介しておこう。例えば、文化四年四月に安芸国住吉社で行った講釈で矢野は、次のような主張を行っていたようである。

彼は、『日本書紀』仲哀天皇紀に載る神功皇后への新羅の存在に関する神託を解説する中で、海・山・渚などに神が遍在することを述べ、その中でも伊勢神宮の「我国ノ主」としての重要性を強調する。その上で、各家に設置した神棚に御祓を安置し朝暮に礼拝すべきこと言い、

浄土真宗の僧侶が不浄の民家に天照大神を祀ることの非礼を理由に、神棚の不設置を説くことを批判する。すなわち、神国の国風であることを根拠に、神を祀ることを軽視するかに見える浄土真宗僧侶の教導の仕方をも、「我俣ノ勸メ」として批判するのである。⁽²⁶⁾

『日本書紀』をテキストとしつつも、文義の解釈を起点にして、話題を民家における神棚設置の必要性という日常生活に関わる教訓話へと展開させ、浄土真宗に対する激しい批判を行っていたことが分かるであろう。

三 争論への介入と論争の展開

(一) 真宗の宗風をめぐる争論と矢野左倉太夫

安芸国で浄土真宗批判を繰り返した矢野であるが、山陰地域に移動しても同様な講釈を行い、特に浄土真宗が優勢な地域では僧侶との間で紛争を引き起こすことになった。以下では、おもに出雲国飯石郡の広瀬藩領（以下、奥飯石と略記する）の事例に即して、その展開過程について検討しておく。

矢野は、文化一三年（一八一六）秋頃から翌年にかけて、能義神社、富田八幡宮、安来など、出雲国能義郡の広瀬藩領とその周辺で講釈していたが、文化一四年八月になると、奥飯石にも来訪した。そして、神職の本所にあたる京都の吉田家から、松江藩領と広瀬藩領の神職組織の頭である幣頭たちを指導するために派遣されたということを利用して、神道講釈を行った。⁽²⁷⁾

ちょうどこの頃、奥飯石では、真宗寺院である明眼寺の門徒の頼原村土谷如春という医者が神職による竈祓を受けなかったことを契機と

する争論が文化一二年に発生した後、神職たちの訴えにもとづき、文化一三年には同郡内にある赤穴八幡宮の五穀成就の祈祷札を各戸に張るようにとの広瀬藩の触書が出たばかりであった。同様の事件は松江でも起こっており、文化六年一二月に松江藩の寺社町奉行が松江城下末次の町人らに対し、竈祓の執行を受けるよう下達したことで、真宗寺院がその撤回を求めて訴願する事態になっていた。⁽²⁸⁾ こうした情勢の下での矢野による神道講釈は、出雲国安楽徳応寺の誓鑑が『神道俗談弁附録』の中で、「近年松江ニテモ釜稜の諍論アリシユヘソレヲ助成セントメ⁽²⁹⁾」との認識を示しているように、真宗僧侶には紛争的状况への介入と受けとめられた。

事実、奥飯石においては、そうした傾向が顕著であった。矢野は文化一四年八月二六日に頼原村稲荷大明神で神道講釈をした後、同郡内の寺院である常信寺・真光寺・乗円寺・一念寺及び広島城下徳正寺の僧侶らと対論に及ぶことになる。この対論を矢野の門人が書き留めた記録が『吉田管領矢野先生神道講談之節真宗五ヶ寺懸合寫⁽³⁰⁾』であり、またこの対論を含めた矢野と真宗僧侶とのやりとりを題材にして、矢野を賛美する口説き歌に仕立てたものが、『神道真宗争論口説』(文化一四年一月)⁽³¹⁾である。

前者の対論の記録によれば、おそらく広瀬藩が祈祷札を各戸に張るよう命じたことを念頭に、矢野は「御領法之御祈禱御札守」を受けず王法に背く者は切支丹と同類であると真宗を批判し、さらに次に見るように具体的な事件に言及していた。

既二当所ニおゐても長吉与申者、去年か御札守不受、家魔祓ヲ不致、譬一寸割ニ相成候而も、私宗法を背、^(守カ)神祭り清目等堅不致杯

とこりかたまり申募りたる、言語同断之奴原、我神国に生れ大切に極之王法を犯し、神之子孫として神を不敬、是則人面獸心、犬か猫か、宗法ニ而一寸割ニ合よりも、王法ヲ以て壹歩割ニ可致者故ニ難捨置、依之社司ヲ申出し、広瀬表論訴ニ罷成、長吉者不届ニ相究り候得共、御憐愍厚追放被仰付、師匠寺赤穴町安楽寺殿敷御咎有之義者、各寺方詳に御承知通、爰ヲ以切支丹ニ同すると申候、⁽³²⁾長吉という赤穴町安楽寺の門徒が、札守を受けず竈祓(家魔祓)の執行も拒んだために、広瀬藩に神職が訴えた結果、追放処分を受け、安楽寺も咎められたという事件に触れて、宗法に対する王法の優位を主張し、真宗門徒を切支丹と同類であると攻撃したのである。この事件については、真宗寺院側の記録にも、「安楽寺巨家頼原定六宗風相守竈清不仕と申事二付組合相除候、全く宗風教導ニ迷惑仕候事」と記されており、⁽³³⁾人名などに齟齬はあるものの、実際にあった事件であることが確認できる。

おそらく、矢野を招いた奥飯石の神職たちがこの事件を含めて、真宗の宗風をめぐる争論について彼に伝えていたのであろう。神職たちからすれば、真宗の僧侶による宗風の徹底という動向に対抗するにあたり、講釈を通じて真宗批判を展開する矢野の来訪は大いに好都合であったに違いない。実際、矢野と真宗僧侶との対論を記録したり、口説き歌を作成したりして、神道講釈師矢野の「活躍」を宣伝することを通じて、真宗僧侶の活動全般に対する批判が展開されたのである。特に、『争論口説』にはそうした傾向が顕著であるので、以下に紹介しておこう。

飯石郡の真宗ともは、伊せのおはらひ、氏神さまのお札守もかミ

ゆひ反古^{ほんこ}、せめてそれらハまたよいうちで、あしではさんてするもござる、人の心は朱にまはれハ、赤なとん原どの村々も、残るものなくりかたまりて、五こきどうも後生のさはり、米もありやしなふてもまよ、しぬりやたちまち極らく浄土望^{じやうとのぞ}む百ミの食物ありと、おのが家げうのこう作やめて、あちらこちらのでら／＼廻り、木こり米つきけんへきあんま、産のこしだきとりあげは、の、かはり迄してこけるもござる、そんなやつらに法^{ほう}談教^{たんきやう}ひまな時々日家へ廻し、茶口咄^{ちやくわ}にほうたんさせて、すゝめかけるも坊主^{ぼくしゆ}の方便、それに折々法事によはれ、例の長座^{ながざ}まないた直^なし、法事のやけもなまくさもので、猫のつけこむ衣^{ぬい}のたもと、又ハ取こし小よりとて、あちらこちらのよりあつまりて、何歟^{なにか}ひそかにぶつ／＼咄し、志儀や諸^{しよ}扨^た年貢^{ねんきん}も未進^{みじん}徒党^{ととう}かましきとりさたするも、みんなかれらが言出す事よ、兼て無理なる法談^{ほふだん}きいて、戻^{もど}る道からわるきができて、人の薪^{かき}のひた枝^え見ても、たつた一口なまえた言て、ぬすむやつらも多いときけど、それハ云にもたらさる事よ、

ここに見える、真宗門徒たちが伊勢の祓^{はら}や氏神^{うぢがみ}の札守^{さしもり}などを足に挟んで棄てるなど、粗末^{そまつ}に扱^{あつか}っているという批判は、札守をいったんは受け取り神社に返納^{へんなん}するようにとの真宗僧侶^{しんしゆ}の一般的な指導^{しうど}内容^{ないよう}とは齟齬^{そご}するものである。しかし、『争論口説』では、門徒の行為の責任を僧侶の教えに基づくものとし、特に僧侶が門徒の家で行う法談が問題視^しされている。しかも、こうした法談を聴聞する講中の集まり（「取こし小より」取越・小寄）が、志儀（頼母子）や年貢の不払いを謀議する場となっているとし、「無理なる法談」が門徒を悪の道に導いている

と誹謗に及ぶのである。

本稿の冒頭で述べたように、こうした小寄りは、門徒に対する教化を行う上で重要な機会となっていたが、政治権力からは問題視されることもあった。事実、奥飯石でも広瀬藩により天明六年一〇月に規制が実施されている。⁽³⁵⁾ おそらく、この口説きの作成者はこうした事実も念頭に置いて、「小より」徒党という言説を展開したのであろう。また、このことは、神道講釈というオーラルなメディアを通じた教化を推進する立場からの、法談を頻繁に行う僧侶への対抗意識の表れとして捉えることもできる。⁽³⁶⁾ 真宗僧侶とは異なり、氏子への口頭での教化の機会が限られていた神職からすれば、講釈師矢野左倉大夫の来訪は自分たちの主張を代弁させて広く伝える格好の機会であった。そして、この口説きの作成も、そうした限られた機会を利用した、宣伝効果を持続するための手段であったと考えられる。

(二) 浄土真宗僧侶の反応と領主の対処方針

いっぽう、奥飯石の真宗僧侶たちは、文化一四年八月に矢野と対論に及ぶ前の同年四月の段階で、矢野がやがて来訪することを予期し、広瀬藩の陣屋が置かれている広瀬の真宗寺院二ヶ寺に対し、内々に藩の役人の意向を聞き出すよう、依頼する書状を送っていた。⁽³⁷⁾

この書状を読むと、大坂、安芸、石見、出雲、阿波等における、栄名井聡翁の門人や矢野の活動について、彼らが情報を収集していたことが分かる。このため、例えば、「本願寺ニモ神棚ハアリト云ナリ、又門松モ立テ玉フト云ヒ、方角モ吉凶ヲ取捨シ玉ヒ、恵比須・大黒モ祭レリナト、云コト、芸石ニテ後ニイタリ紛説ヲナセシトナリ」とある

ように、矢野の講釈の内容についても把握しており、事前に反論も用意していた。果たして、文化一四年八月の対論では、この僧侶側の予想通り、本願寺でも門松を立てているという件について問答が交わされたようである。ところが、矢野側に立つ対論の記録では、この件に関する矢野の主張に対し、僧侶側は「黙然として答なし」という状態で反論できなかったことになっている。³⁸このことは、こうした記録が論争の経過を忠実に伝えるものではなく、むしろ一方の当事者の勝利を宣伝するという性格のものであることを示しているよう。

さて、奥飯石の僧侶たちが、事前に広瀬藩の役人の意向を聞き出すことにこだわったのは、次のような立場からであった。

松江広瀬ノ官大夫ヨリシ歴々帰服シ玉ヒ、広瀬ヨリハ飯石郡江御差向ナリト、是実ニ然ルヤ不ヤヲ知ラストイヘトモ、恐クハ風説ナルヘシ、社人等ヨリ願ヲ上シユヘ、御免許アリテ講談ヲナスマテナルヘシ、宗門立置レテ謗レ破斥セヨトハアルヘカラス、諸宗僧モ俗モ社人モ共ニ国民ナリ、偏頗ナク憐ミ治メ玉フ御国制コソ有リ難シ、左倉等ノ枉レル誹謗ヲ拳テ従来立テヲキ玉フ宗旨ニアタラシメテコ、ロヨシトシ玉フハイハレアルマシ、(中略)吾宗門ヲ謗ラシメテ国家ノ益トシ玉フイハレナシ、故ニ左倉ヲ以御差向トハ恐クハ虚言ナルヘシ、去リナカラ社人ヨリ願ヲ上ハ御許容アリテ徘徊モスヘシ、其時彼レカ例ノ謗談ヲナサハ、君父ノ讎ニハ共ニ天ヲモ戴カスト云世語モアリ、況ヤ三世拝恩ノ仏祖ノ讎ハ忍フヘカラス、サアラン時ハ対破ノ説ナクンハアラス、³⁹

これによると、当時、松江・広瀬両藩の役人らが矢野に帰服しており、広瀬藩自体が矢野を飯石郡へ派遣する意向を示しているとの風説

があったようである。しかし、奥飯石の真宗僧侶らはこれを虚説とし、政治権力により公認された教団の教えを否定する活動を領主が支援するはずがないという見解をいだいていた。但し、神職たちが領主の許可を得て矢野に神道講釈させることはありえるので、その際に仏教特に浄土真宗を誹謗する講釈を行えば、反論の機会を得ることが必要であるとしていたのである。

尤も、一方で真宗僧侶らは特に安芸国での事例を踏まえて、反論する機会を得るには慎重な対応が必要なることも分かっていた。というのも、広島藩が「仏法破斥スル事然ラス、其返斥ニモ及フヘカラス、双方取沙汰スヘカラス」との意向を示し、なおかつ藩に無届けで本山の本願寺に直訴した僧や、神道講釈の場へ乗り込み紛争を起こした僧侶と門徒が処罰されたことも知っていたからである。⁴⁰したがって、安芸の僧侶らの轍を踏まないような対応が検討されたのであったが、その際、見本とされたのは阿波国東光寺の桑梁の事例であった。

既ニ阿州東光寺主此難ニカ、リ不得止国法ヘ対談ヲ願ハレタレトモ免許ナク宗意弁述ノ義許容アリテ雪窓夜話ヲ著述シ、神国ノ仏道ト云道理ヲ以邪神道者ノ謗難ヲ風論セラレタレハ、官家ヨリ褒美アリテ謗難ヲナス講談者ヲハ追ヒ払ハレ、已ニ雪窓夜話印刻セリ、一昨年ノ事ト聞申候、芸州法中麓忽ノ直訴トハ其旨遙遠ナリ、⁴¹阿波国の桑梁も、神道講釈師と対論することの許可を藩に願い出たが、却下されたために、『雪窓夜話』という書物を著述し、これが藩に認められて講釈師は領外に追い払われ、『雪窓夜話』も刊行されたというのである。⁴²

これらの事例から、奥飯石の僧侶に限らず、真宗僧侶の場合、矢野

らの仏教批判を伴う講釈を放置せず、何らかの対応を取ろうとしていたことが分かる。例えば、安芸国では、廿日市蓮教寺の僧侶らが矢野らを招いた神職に抗議をしたものの、神職は藩の役所を通して対応を求め直接の対決を避けたために、矢野との対論の許可を僧侶らが真宗寺院の触頭を通じて藩に願っている事例が確認できる⁽⁴³⁾。しかし、広島城下の真宗寺院からの本山への書状に「国法も何分右一件性急切迫之取計ハ仕間敷、万端御国法へ打もたれ致安心居申候様示談御座候⁽⁴⁴⁾」とあるように、本山に訴え出ようとした真宗寺院に対して広島藩は、穏便な対応を求め、藩側の処置に任せるよう促す態度をとっていた。つまり、何らかの対応を求める訴えが僧侶側からあった場合には、当事者どうしの直接の対決は避けるよう配慮していたのである。

こうした方針は、幕府の場合も同様で、栄名井聡翁らの活動を契機にして大坂市中に出された寛政一二年閏四月の触書では、誹謗あるいは自讃毀他の停止を、神道側、仏教側の双方へ命じており、特に神道講釈の許可にあたっては「神書」の解釈を行うものに限定しているという、本所（吉田家）の立場を前提にした措置を執っていた⁽⁴⁵⁾。尤も、この触書では、誹謗の停止はあくまで聴衆に対する口頭での講談（講釈）や法談に即して命じられており、阿波の桑梁が『雪窓夜話』を実際に刊行していることから明らかのように、書物のやりとりを通じた論争が規制の対象となることは稀であったと言える。

したがって、領主側の対応は、一般的には誹謗や自讃毀他の停止を求め、直接的な対決による騒擾の発生は避けようとするものであったと言えるが、論争一般を禁圧していた訳ではなく、実際の対処の仕方は様々であったことも窺える。

このために、奥飯石の真宗僧侶たちも、広瀬藩の対応を図りかねていた。

公儀之御制禁厳重之御事ニ而も、念仏宗ニ而被為入なから、念仏無間業と日蓮宗ノ処々ニ而談義致候故浄土宗或吾真宗等ヲ返斥致候而も、双方其家々々々ニ而之事、御構不被成御様子ニ御座候、御領法ニ而も彼ハ誹謗し吾ハ返斥弁別すとも御構不被為有御様子共ニ御座候哉、勿論賢者之上より押此許彼玉ふ之御事有御座間敷与奉存候得共、自然御内々之御様子も不承候而推儀分齋ニ而ハ、真宗之僧徒我慢之振舞と思召様之次第御座候而ハ奉恐入候⁽⁴⁶⁾、

右の書状の一節から、幕府（徳川家）が浄土宗に帰依しているにもかかわらず、日蓮宗による浄土宗・浄土真宗批判を伴う談義や、それに対する反論があっても放置しているように、広瀬藩の場合も、矢野の神道講釈を放置し真宗僧侶には我慢を求める可能性があることを、彼らが危惧していたことが分かる。

こうした奥飯石の僧侶らの要請に対し、広瀬の真宗寺院二ヶ寺がとった対応は不明であるが、先ほど見た矢野側の『争論口説』によれば、この後、矢野との対論を真宗僧侶らは広瀬藩に求め、同藩の許しを得て文化一四年八月の対論が実現しているようである⁽⁴⁷⁾。この許可が事実であるとすれば、広瀬藩は広島藩や徳島藩とは異なった対応をとったことになる。しかし、その後も矢野は、松江藩領はもちろん、広瀬藩領でも講釈を続けていたと見られることから、けつきよく神道講釈の停止という真宗僧侶のもくろみは実現しなかったと言える。

ところで、筆者は前稿で、仏教諸宗派間の争いに対する公儀の方針について、以下の原則が存在していたことを明らかにした⁽⁴⁸⁾。

(甲) 各宗派内における本山の教学統制権の承認

(乙) 諸宗派間の教義をめぐる対立の当事者どうしの論争を通じた解決

(丙) 諸宗派間における他宗の誹謗、自讃毀他の禁止

本稿では、神道と仏教（真宗）の論争を取り扱っているが、これまでの検討から、甲・乙・丙の原則が諸教間の論争の場合でも、当事者の間に意識されていたことが分かる。すなわち、真宗の僧侶たちは、甲と丙の原則を前提にして、仏教批判を伴う神道講釈の不当性を主張しており、幕府も大坂で出した触書では、丙の原則を述べ、神道講釈に際しては甲の原則の枠内で教化すべきことを通達していた。しかし、幕府を含めた領主がこうした態度を示すのは、当事者からの訴えの後であることが普通で、しかも神道講釈や仏教僧侶の法談のような口頭による教化や、騒擾となるものが危惧される直接的な対決に即しての処置であった。こうした事情がなければ、奥飯石の僧侶らが懸念したように、他教・他宗批判を伴う講釈や法談も放置されることが多く、また書物を通じた論争はほとんど規制の対象外となっていたのである。したがって、公開された場での口頭での教化については、領主側は甲と丙の原則を建て前として示すことはあったが、実際には乙の原則に依拠した態度をとることが多く、書物を通じた論争については乙の原則に則ることがむしろ基本とされていたと言えよう。

(三) 論争書の応酬

したがって、矢野が出雲国を去った後も、口頭での講釈などよりも領主からの規制を受けにくい書物を通じた論争は、同地で継続するこ

とになった。

出雲国安来の真宗寺院である徳応寺の誓鏡は、矢野が同国滞在中の文化一四年（一八一七）正月に、「近來神道者ト号シテ、諸国ヲ經廻シ、処々ノ神社ニ於テ、人ヲ集メ」て行われている「神道俗談」を批判した『神道俗談弁』を執筆し、その後同年七月には『神道俗談弁附録』を著し、「佐倉大夫」を名指してその所説を批判している。

こうした誓鏡の神道講釈批判に対し、文政三年（一八一〇）になると、六月には瑞籬久磨なる人物が『神道俗談弁清目卷』を、八月には古今道なる人物が『神道俗談弁々』を著し、それぞれ『神道俗談弁』に批判を加えた。後者は「石上前司 古今道」を名乗り、本の末尾には「宇宙の海辺なる旅のやどりにてしるす」と記されているので、出雲国内の人物かどうかは分からないが、同国意宇郡内で執筆されたものである。この『神道俗談弁々』に対しては、すぐに誓鏡が反論を加えた『俗談弁余説』を執筆したようである。そして、『神道俗談弁清目卷』に対しては、文政一二年八月になってから、『神道清目之卷笑愚編』を執筆し、逐条ごとに反論したのであった。

誓鏡は、この『神道俗談弁々』と『神道俗談弁清目卷』について、「旅人ノ所為トシタレトモ共ニ近キワタリノ者ニテ相談シテカキタルモノナルヘシ」とし、出雲国内の人物が互いに連携して執筆したものであると想定していた。その実否は不明であるが、誓鏡の著作を含めて、これらの書物は写本の形態をとっており、当初は特定の地域の中で流布したものと思われる。

こうした論争書が写本の形態で流布するという事態は、出雲国に限られる訳ではなく、例えば、すでに触れた安芸国内海における矢野と

同国阿刀浄念寺玉田との対論は、『芸陽仏神問答記』⁽⁵⁵⁾や『内海問答』⁽⁵⁶⁾との表題が付されて転写されていた。また、安芸国阿賀浦で矢野の講釈を聴いたという山県玄良なる人物と矢野との往復書簡を記録した書物は、様々な表題を付されつつ、おそらくは矢野の活動した地域を中心に転写されていたと思われる。同書の内容が、山県の質問に対する矢野の主張を記したものであることと、神職が写している場合が多く、写本の末尾に書物の由来や矢野の講釈について追記のあるものが見られるからである。例えば、『安芸国阿賀浦問答書』の末尾には次のように記されている。⁽⁵⁷⁾

右問答之義、元来山県玄良者真宗帰依之人候所、此度之講談二而
 神道帰依与相成候由、然所兼而懇意之真宗僧、玄良へ掛合名を仮
 り差遣由二候、僧ら掛合二而者神主矢野大倉太夫取引不致趣二付、
 右体二取計申候由山県氏ら奉之、

文化八年辛未夏

広陵左官町金屋借宅滞留中写之

山根外記信満

文化十二亥年矢野氏当国へ御出、八月十七日と廿三日迄於当社講
 談いたし滞留有写之

石陽那賀郡岡見村 野上相模盛方

天保五甲午霜月十四日重写之 森豊之進光平

右の記載が事実を伝えるものであるとすれば、この書物自体は矢野との直接のやりとりが叶わなかった真宗僧侶の働きかけにより成立したことになる。しかし、これを写した山根信満は石見国日脚村の神職で、国学者の本居宣長の門人であり、⁽⁵⁸⁾転写した野上も同国岡見村の神職で、しかも同地において矢野は講釈を行っていたことが分かる。つま

り、同書は事実上矢野の著作としてその主張を広める役割を果たすかたちで、神職らを起点にして流布した可能性が高い。

このため、安芸国の真宗僧侶の曇龍は、同書における矢野の所説を批判した『垂釣卵』を文化八年に著し、天保九年（一八三八）には刊行したのであった。⁽⁵⁹⁾『垂釣卵』は、真宗の立場からの神道批判の書として比較的よく知られたものであるが、同書が刊行される背景には、右に述べたような矢野の神道講釈の活動と結びついた写本の流布という事態があった訳である。こうして、特定の地域において講釈や写本の作成というかたちで展開した論争は、出版書を通じてより一般的な思想動向にも影響を及ぼすことになった。

おわりに

本稿で検討してきた矢野左倉太夫の活動から分かるのは、近世の神道講釈は特定の職業的集団が各地の神社を巡回するという「芸能興行」的形態をとっていたということである。浄土真宗の僧侶による小寄りにおける法談が特定の門徒に対する繰り返し教化であったのに対し、神道講釈の場合、特定の神社に即するならば、不特定多数に対する基本的には一度きりの興行であった（もちろん、福山の義倉など例外もある）⁽⁶⁰⁾。

こうした形態をとる場合、神道講釈師たちは、広い地域を巡回しつつ、一定期間は特定の地域に滞在し、その地域の神職や有力者の支援を受けながら各所で講釈を行った。また、彼らの講釈は不特定多数に對して公開されていたため、その激しい仏教批判、真宗批判を伴う活動は地域の人々に噂として伝わるなど、広く知られることになった。

このため、もともと真宗の宗風をめぐって、僧侶と神職との間で対立が生じていた地域では、講釈をめぐって騒擾が発生したり争論が激しくなったりした。しかも、神職や支援者たちは、神道講釈師の巡業のイベント的性格を利用して、その仏教（真宗）批判を伴う活動を賞賛し喧伝したので、なおさら対立は深化したのである。また、こうした神道講釈が次第に一般化の中で、地方の神職の子弟が講釈師に入門することも多くなり、彼らの中からは講釈を行う者も出るようになっていた。

こうした神道講釈師らの公開された場での口頭による仏教（真宗）批判は、実力行使を含む騒擾に繋がる恐れのある場合には領主による規制の対象となったが、それはあくまで僧侶側からの訴願を受けての対応を迫られる場合に限られていた。領主向けに講釈する場合があるなど、領主との良好な関係を築くことに成功していた矢野左倉太夫の場合、政治権力から掣肘を受けることはあまりなかったと考えられる。また、写本の形態で流布した論争書が規制の対象となることはまずなかった。近世の政治権力は、公認した宗教勢力どうしの紛争を抑止する立場から他宗の誹謗と自讃毀他を禁止したのであるが、実際には、教えの内容をめぐる対立は当事者間の問題として処理されることが多かったのである。

一方、真宗僧侶たちは宗派内における教学統制権（先述の甲原則）を一般の門徒にも押し及ぼし、神職など他の宗教者が関与する信仰領域に属する事柄も統御の対象とする意向をいっていた。このため争論も起こった訳であるが、領主側は真宗僧侶らの意向を認めず、門徒側の信仰次第とする裁定を下すことが普通であった。⁽⁴⁾ 相互に対立する宗

教者の教えや意向にどう従うかについては、信者側の判断に任せることが基本とされていたわけである。

こうした状況の中、神職たちが神道講釈という口頭による教化の技法を身につけていくようになれば、民衆の信仰の獲得をめぐる真宗僧侶との競合は、地域の中でさらに激しくなっていくことが想定できよう。これに加え、写本の作成を通じても論争的状况は地域に内在化していった。こうして、神札（祈祷札）の配布、竈祓、荒神祭祀などをめぐる訴訟は、神職にとつての単なる権益保持の訴訟から、「神国」日本における神信仰のあり方をめぐる論争と結びついて展開することになった。しかし、こうした論争の性格に関しては、別の機会に検討することにし、本稿を閉じることにしたい。

（謝辞）本稿を作成するにあたり、明眼寺（島根県飯南町）、信達神社（大阪府泉南市）、大森神社（同熊取町）、御床治之氏（福岡県糸島市）の皆様には、所蔵の史料の閲覧を許可いただき、お世話になりました。また、故澤博勝氏（福井県立博物館学芸員）、西田かほる氏（静岡文化芸術大学准教授）には、史料の情報に関してご教示を得ました。この場を借りて御礼を申し上げます。

（付記）本稿は、文部省科学研究費補助金若手研究（B）「日本近世における宗教論争の地域的構造に関する研究」（課題番号二二七〇二三三）による研究成果の一部である。

（1）拙稿「神祇不拝の論理と行動」（『近世の宗教と社会』3 民衆の

神道講釈師の旅と神仏論争の展開―矢野左倉太夫の活動に即して―

三〇

〈知〉と宗教」吉川弘文館、二〇〇八年）を参照。

- (2) 日本近世における諸教・諸宗派の關係という問題に関しては、澤博勝「日本における宗教的対立と共存」同『近世宗教社会論』吉川弘文館、二〇〇八年、初出二〇〇五年）、及び拙稿「三業惑乱と京都本屋仲間―興復記」出版の波紋―（『書物・出版と社会変容』九、二〇一〇年）を参照。

- (3) 引野亨輔「近世後期の神道講談と庶民教化」（『日本宗教文化史研究』第六卷第二号「通巻第一二二号」、日本宗教文化史学会、二〇〇二年）、同「講釈師」（横田冬彦編『身分的周縁と近世社会六 知識と学問をになう人びと』吉川弘文館、二〇〇七年）を参照。

- (4) 矢野左倉太夫に触れた研究には、引野の研究以外に、以下のものがある。河野省三「唯一神道と両部神道の教化活動」（同『近世神道教化の研究』國學院大学宗教研究室、一九五五年に所収）、富永散史「滑床紀行」（『伊予史談』八八号、一九三六年）、同「矢野守光遺詠」（『伊予史談』九〇号、一九三七年）兵頭賢二「矢野守光の巡講と土金百首」（『伊予史談』九四号、一九三八年）、長澤ヒロ子「矢野左倉太夫の消息」（『國學院大學日本文化研究所報』一四六、一九八九年）、同「神道講釈」（『國學院大學日本文化研究所編』『神道事典』弘文堂、一九九四年）、『泉南市史』通史編（泉南市、一九八七年）第四章「一乗山金熊寺権現宮争論」、松本芳郎「泉南地域の神仏分離関係史料」（『泉南市歴史研究会資料』六、一九九三年）、熊懷嘉文「志士栄名井聡翁」（『郷土研究筑後』四、一九三三年）、『浮羽町史』上巻（浮羽町、一九八八年）第五編第

六章「栄名井聡翁の浮羽遊説」。

- (5) 前掲註（4）長澤論文を参照。
- (6) 「第一社用 永代記録」（大阪府熊取町大宮・大森神社蔵）の文化九年五月二七日の記事による。大森神社の宮司は信達神社の神職矢野家の子孫が継承しており、左倉太夫関係の文書も伝来している。この経緯に関しては前掲註（4）長澤論文を参照。

- (7) 西田かほる「江戸期の甲斐の信仰」（シンポジウム・幕府領甲州の文化における報告、二〇〇二年、未発表）。栄名井聡翁の門人に関する情報は西田氏のご厚意により提供を受けた。原史料は坂名井家文書（山梨県立博物館蔵）。また、栄名井聡翁については、坂名井深三「江戸期における甲斐の国学者―栄名井聡翁伝―」（一）～（五）（『甲斐路』一三、一五～一八、一九六七～七〇年）を参照。同論文（四）の三九項及び（五）の五一項で、矢野左倉太夫について触れられている。

- (8) 寛政七年（一七九五）五月八日に生まれ、明治六年（一八七三）八月に没したことが分かっている。前掲註（4）長澤論文参照。
- (9) 前掲註（4）の『泉南市史』及び松本論文を参照。
- (10) 宝暦三年から書き始められた『社用・第一 永代記録』能取町大森神社蔵の記載によれば、この頃すでに吉田家の配下になっている。

- (11) 前掲註（7）坂名井論文及び西田報告による。
- (12) 『高砂市史 第二巻 通史編近世』（高砂市、二〇一〇年刊）の「第四章 高砂地域の文化」五九五頁の記述（澤博勝執筆）及び「高砂神社で行われた興行」七九六～七頁（中川すがね執筆）に拠る。

高砂神社での矢野の神道講釈については、故・澤博勝氏のご教示を得た。

- (13) 前掲註(4) 熊懷「志士采名井聡翁」を参照。また、前掲註(4)『浮羽町史 上巻』六二六頁に写真が掲載されている。
- (14) 島根大学附属図書館蔵。
- (15) 前掲註(7) 西田報告を参照。
- (16) 前掲註(3) 引野「講釈師」を参照。
- (17) 「平田六道日記」(出雲市平田本陣記念館蔵・木佐家文書)。
- (18) 前掲註(3) 引野「講釈師」を参照。
- (19) 國學院大學河野文庫蔵「誓文」(目録番号四七六)。
- (20) 「第六 永代記録」(熊取町大森神社蔵)。
- (21) 「第二 永代記録」(熊取町大森神社蔵)。
- (22) 同前。
- (23) 前掲註(3) 引野「講釈師」を参照。
- (24) 前掲註(20) 「第六 永代記録」。
- (25) 「第九 永代記録」(熊取町大森神社蔵)。
- (26) 「内海問答」(名古屋大学神宮皇學館文庫蔵) を参照。
- (27) 「吉田管領矢野先生神道講談之節真宗五ヶ寺懸合写」(國學院大學河野文庫蔵、目録番号四七四)。
- (28) 以上の二つの事件については、前掲註(1) 拙稿「神祇不拝の論理と行動」を参照。
- (29) 文化一四年七月成立、國學院大學河野文庫蔵(目録番号三三五)。
- (30) 註(27) に同じ。以下、この史料については『懸合写』と略記する。

(31) 國學院大學河野文庫蔵(目録番号四七五)。内題は『新板くとき』。以下、「争論口説」と略記する。

- (32) 前掲註(27) 『懸合写』。
- (33) 『俗談一件二付広勝蓮迄内々問合相頼遣候書状演説扣』(飯南町八神・明眼寺文書)。以下、この史料については『書状演説扣』と略記する。
- (34) この点については、前掲註(1) 拙稿「神祇不拝の論理と行動」を参照。
- (35) 同前。
- (36) 安芸国でも、神道講釈師との争論の中で、住職以外の僧侶による法談が問題化している(『安芸国諸記』文化九年九月の記事、本願寺史料研究所蔵、広島県立文書館蔵写真版を参照)。
- (37) 前掲註(33) 『書状演説扣』。
- (38) 前掲註(27) 『懸合写』。
- (39) 前掲註(33) 『書状演説扣』。
- (40) 同前。
- (41) 同前。
- (42) 「雪窓夜話」(文化一一年跋、文化二二年序) は『日本思想闘争史料』四(名著刊行会、一九七〇年)などに所収。反論の対象としている神道説の内容は、矢野の神道説を批判した後掲『垂釣卵』と符合する部分があり、文化一一年頃に阿波に滞在していた矢野の所説を批判したものである可能性がある(稿末の年譜参照)。
- (43) 「奉歎口上之覚」(広島県立文書館蔵写真版・廿日市蓮教寺文書C一九)。

神道講釈師の旅と神仏論争の展開―矢野左倉太夫の活動に即して―

- (44) 前掲註(36)『安芸国諸記』の文化九年九月の記事を参照。
- (45) 『大阪市史』第四上(大坂市、初版一九二二年、復刻・清文堂出版、一九七九年)所収の寛政一二年閏四月の触書(三八九五番)を参照。この件については、前掲註(7)坂名井論文(四)三八項を参照。
- (46) 前掲註(33)『書状演説扣』。
- (47) 同書には次のようにある。「いさやおしよせ問答致し、にくいねぎめがあのおうばざくら、とめてくれんとねがひをたせハ、ゆるしくたりてあまたの坊主、すハくハばたけの地震のことく、あたまふりたて問答すれと、神の化身とよはるゝほどの、才智すぐれし矢野守光の、国の和泉のわき出ることく、一〇よどまぬ其へんせつて、たつたひとうちけんで玉子、けづりまはしのぼうふらあたま、われめいか程言詰られて、あたまかき〱閉口致す、そこで守光上みぬ驚の、威勢振ふてさもゆふ〱と、発て伯耆へうつられけれハ(後略)」。
- (48) 前掲註(31)『争論口説』。対論の後、いったんは伯耆国に去った矢野はその後再び出雲国に戻ってきたことが触れられている。
- (49) 拙稿前掲註(2)「三業惑乱と京都本屋仲間」を参照。
- (50) 『真宗全書』第五九卷(藏経書院、一九一三年)所収。
- (51) 島根大学附属図書館医学図書館大森文庫蔵。
- (52) 國學院大學附属図書館河野文庫蔵(目録番号二二六〇)。
- (53) 『神道清目之卷笑愚編』(國學院大學河野文庫蔵、目録番号三三八)の記述による。
- (54) 同前。
- (55) 大谷大学附属図書館蔵。
- (56) 名古屋大学神宮皇學館文庫蔵。
- (57) 広島県立図書館蔵。このほかに、『神仏阿賀問答』熊本大学教育学部蔵、『阿賀問答』(島根大学附属図書館)、『阿賀問答』(福岡県糸島市志摩御床・御床家文書)などの写本が確認できる。
- (58) 『授業門人姓名録』(岡中正之ほか『本居宣長と鈴屋社中』錦正社、一九八四年に所収)によれば寛政二年に入門している。
- (59) 『真宗全書』六一(藏経書院、一九一三年)に所収。
- (60) 前掲註(3)引野「講釈師」を参照。
- (61) 前掲註(1)拙稿「神祇不拝の論理と行動」を参照。

【表】矢野左倉太夫守光年譜

年号	西暦	年齢	月日	事蹟	典拠
天明四	一七八四	一	三月二日	金熊権現社神主光濟の長男として出生	長澤ヒロ子「矢野左倉太夫の消息」
寛政一三	一八〇一	一八	二月一日	垂加神道家、栄名井聡翁に師事する	坂名井家文書（山梨県立博物館）
文化二	一八〇五	二二	四月一四～二四日	筑後国生葉郡大石村弓立神社で、栄名井聡翁とともに神道講談	熊懷嘉文「志士栄名井聡翁」、『浮羽町史』上
文化四	一八〇七	二四	四月	安芸国内海の住吉社で神道講談。四月一六日、神主若狭宅で阿刀淨念寺玉田らと討論	「内海問答」(『雲陽仏神問答記』)
			七月	筑後国香春神社で祈禱の節、栄名井聡翁、永田宮門盛忠(筑後国生葉郡延寿寺村熊野宮)、峯輶(豊前国大里墨吉社)とともに神道講談	「阿賀問答」(島根大学附属図書館)
文化五	一八〇八	二五	閏六月～七月	伊予国の神職たちを門人とする	國學院大學河野文庫蔵(四七六、四七七)「誓文」
文化六	一八〇九	二六	不詳	伊予国を神道講釈でまわった模様	兵頭賢一「矢野守光の巡講と土金百首」
文化七	一八一〇	二七	冬	広島城下白神社で神道講談	引野亨輔「講釈師」
文化八	一八一二	二八	五月一三～二三日	安芸国高田郡祇園社で十日間神道講談	引野亨輔「講釈師」、蓮教寺文書
			六月五～一日	講釈師矢野大倉・峯伯耆が廿日市で神道講談。安芸国佐伯郡蓮教寺(真宗)は真宗誹謗に対する抗議の許可を触頭弘護寺に求める	引野亨輔「講釈師」
			七月一～一六日	安芸国佐伯郡大野大頭神社で五日間、神道講談	雲龍「垂釣卵」
			八月	曇龍「垂釣卵」原著なる。これ以前に、「阿賀問答」成立	兵頭賢一「矢野守光の巡講と土金百首」
文化九	一八一二	二九	五月一八日	伊予国一宮社にて日本書紀講書	「永代記録」二(大森神社蔵)
			五月二六～二八日	伊予国富包弁天社で神道講釈	兵頭賢一「矢野守光の巡講と土金百首」
			五月二七日	伊予国宇和島藩伊達家から左倉大夫の神道講釈に対し賞与があり、岸和田藩から社家頭が呼出を受ける	引野亨輔「講釈師」
			五月下旬	「土金百首」を田定水公へ伝える	富永「矢野守光遺詠」
			七月	玉田主計、峯伯耆とともに広島城下白神社に逗留、たびたび神道講談、真宗僧侶らが抗議に押し寄せ紛争となる	「安芸国阿賀浦問答書」(広島県立図書館)
文化一一	一八一四	三一		年始に、阿波国遊説中、伊予国宇和郡野村の緒方与次兵衛惟真に和歌を贈る	「俗談」一件二付広勝運迄内々問合相頼遺候書状
文化一二	一八一五	三二	八月一七～二三日	石見国那賀郡国見村で神道講談	演説扣(明眼寺文書)
			不詳	石見国で真宗僧侶と論争した模様	木佐永久「平田実道日記(平田本陣記念館)」
文化一三	一八一六	三三	三月一五～二日	出雲国楯縫郡平田で神道講釈、講礼十五匁(儀満屋申合)	「永代記録」二(大森神社蔵)
			四月三日～二七日	津和野城主亀井隠岐守の所望で屋敷において御前講釈を行う	大森三策「累年雜記(島根大学附属図書館)」
			二月九～二日	出雲国能義郡能儀大明神で神代巻講談	「俗談」一件二付広勝運迄内々問合相頼遺候書状
			不詳	出雲国広瀬、富田八幡で講談した模様	演説扣(明眼寺文書)
文化一四	一八一七	三四	不詳	文化一三年冬から一四年にかけて伯耆国でも講釈した模様	「神道真宗争論口説」(國學院大學河野文庫)
			六月一五～一八日	神道講釈	木佐永久「平田実道日記」
			六月二～二七日	出雲国安来で神道講釈	

神道講釈師の旅と神仏論争の展開―矢野左倉太夫の活動に即して―

年号	西暦	年齢	月日	事蹟	典故
文化一四	一八一七	三四	七月一日	出雲国上直江で神道講釈、二日には大根島へ	木佐永久「平田宍道日記」
			七月	誓鑑「神道俗談弁附録」で矢野「佐倉太夫」の講釈を批判	誓鑑「神道俗談弁附録」(國學院大學河野文庫)
			八月二六日	出雲国飯石郡頼原村稲荷大明神で神道講談の後、飯石郡の真宗僧侶と対論する	「吉田管領矢野先生神道講談之節真宗五ヶ寺懸合写」(國學院大學河野文庫)
文化一五	一八一八	三五	九月二二日	加茂から宍道へ移り船で松江に到着	
			九月二五日	松江城下中原町にもう一人と来る	
			一〇月二二～二三日	松江城下末次権現で講釈	木佐永久「平田宍道日記」
			一〇月三二～二八日	佐陀(神社カ)で講釈、その後、大東・仁多へ	
文政五	一八三二	三九	六月晦日	「桜大夫弟子」が御宮拜殿で神書講釈(平田カ)	
文政六	一八三三	四〇		文政六～一二年にかけて、金熊権現宮の祭祀をめぐり観音院と争論。この頃までに神主を継ぐ	「泉南市史」、信達神社文書など
文政八	一八二五	四二	四月二二～二一日	播磨国高砂神社で神道講談	「高砂市史」(通史編近世)
文政一三	一八三〇	四七	五月二八～六月五日	播磨国高砂神社で神道講談	「清明寺代々記并三谷古記」(松本芳郎「泉南地域の神仏分離史料」)
天保初				和泉国新家村で神道講釈	「高砂市史」(通史編近世)
天保七	一八三六	五三	八月二二～二七日	播磨国高砂神社で神道講談	長澤ヒロ子「矢野左倉太夫の消息」、「京堺岸和田共 神祇取締方諸用留」(大森神社蔵)
天保一〇	一八三九	五六		和泉国の神祇道取締役に就任	
天保一一	一八四〇	五七	八月二日	江戸で(岸和田)藩主に対し講談	
天保一二	一八四一	五八	二月一九日	尾崎若宮で七日間講談	
天保一三	一八四二	五九	三月一九日	和泉国沼村八幡宮で七日間講談	
天保一五	一八四四	六一	九月二六日～一〇月八日	尾崎弁天社で講談	
			二月晦日～一月二六日	伊州米子勝田大明神佐々木出羽守の招請により同地に暫く逗留	
弘化二	一八四五	六二	二月一～一月か	伊予国宇和島領、吉田領に出向く	
弘化五	一八四八	六五	二月二～七日	春木(岸和田カ)、宿大坂屋七右衛門)で七夜(講釈)、謝礼六十匁、菓子料八匁	
			二月六～一三日	六日昼より家中招待、学校で八席講ず。謝礼四十八匁。	
			二月一九～二九日	岸和田城内・紅松平右衛門宅で家中四十八人程に講ず。天満宮・祇園宮でも。謝礼五百匁	「永代記録」六(大森神社蔵)
			三月五～二日	伯太・野々村市右衛門からの招請により、神代巻講釈	
			三月一三～二二日	沼村天満宮で夜講、前講は泉州五社蟻通など、昼は「城内学室」で家中二十人に「保建大記」上巻を講ず	
嘉永二	一八四九	六六	一月二四～晦日	桜井より招請につき講釈	
嘉永三	一八五〇	六七	一月三三～二四日	紀州赤垣外へ行き、「一夜雑講」、翌日「大祓講」	
			二月一～三日	蟻通、上石津、島田三郎兵衛方へ一宿、一席講	
			二月一八～二五日	白谷宿で八席講義	

年号	西暦	年齢	月日	事蹟	典拠
嘉永四	一八五一	六八	八月四日	神祇道神妙につき岸和田藩より羽二重金一兩を拝領	典拠
嘉永五	一八五二	六九	二月五、六日	山中新家より招請、主殿を連れ武兵衛方で講す	
			二月一三、一四日	山中より招請、主殿を連れ伊織方に滞留、藤兵衛方で二日間昼夜講す	
嘉永六	一八五三	七〇	二月二四、二五日	新村より招請、主殿を連れ天満宮で昼夜講談、二六日は尾崎、樽井へまわる	
嘉永七	一八五四	七一	二月一日	波有手より依頼、山本氏に逗留、天満宮で夜講五席	
安政二	一八五五	七二	二月一七、二三日	新家上村八右衛門より依頼、初午につき安右衛門宅で昼夜五席講積、主殿は蟻通出勤	
			二月二六、二八日	尾崎貴船社で講す	
			六月七、一四日	郡家御蔭で講す	
			一〇月三、一二日	播磨国高砂神社で祇園会中に神道講談(夜講)	
			一〇月一五、二四日	和歌山城下、手習師匠田宮邸で「保建大記」を十席講す	
			一〇月二七日昼	和歌山鍛冶屋町神明宮主松島内匠宅で十席講す	
			一〇月二八日、十一月一日	和歌山、鈴木四郎兵衛へ行き一席 (不詳) 四席	
安政二	一八五五	七二	十一月二日、	新町茶屋丁へ行き、手習子屋席	
文久四	一八六四	八一	五月六、一一日	岸和田城内で「天満宮御一代記」等を講す	
元治一	一八六四	八一	八月二五日	藩より地所(村役人)支配御免を言い渡される	
慶応四	一八六八	八五	閏四月六、八日	加治村山中氏宅で神代巻を素読	
			閏四月一七、二〇日	加治村山中氏宅で古史成文を素読	
			五月二九日	加治村で古事記を侍読	
				「永代記録」九(大森神社感)	
				「永代記録」七(大森神社感)	
				「高砂市史」(通史編近世)、「永代記録」七(大森神社感)	
				「永代記録」七(大森神社感)	

